

昭和三十三年法律第百十六号

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律  
(この法律の目的)

し、学級規模と教職員の配置の適正化を図るために、学級編制及び教職員定数の標準について必

（定義）  
必要な事項を定め、もつて義務教育水準の維持向上に資することを目的とする。

**第二条** この法律において「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六

号)に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校、高等専門学校等の課程に就く。

2 の小学部若しくは中学部をいう。

3 案教育法に規定する特別支援学校で小学校又は中学部を置くものをいう。

校長及び教頭（中等教育学校の前期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長

副校長及び教頭とし、特別支援学校の小学部又は中学部にあつては、当該部の属する特別支援

学校の校長、副校長及び教頭とする。主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、委嘱助教諭、書記、音語傳達事務、会計

教諭　養護助教諭　講師　寄宿舎指導員　学校  
栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第百  
六十号）第七条に規定する職員のうち栄養の指

不一等、第十一条に規定する職員の・栄養教諭の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいう。(以下同じ。)並びに事務職

員（それぞれ常勤の者に限る。第十七条を除き、以下同じ。）をいう。

**(学級編制の標準)**

の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく多く、(一)特別の事情がある場合(二)そ

著しく少いがその他の特別の事情がある場合には、  
ては、政令で定めるところにより、数学年の  
児童又は生徒を一学級に編制することができ

2 各都道府県ごとの、都道府県又は市（地方自  
治体）に於ける一定額に統制する。す  
る。

治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）を除き、特別区を含む。第八条第三号並びに第八条の二第一号及び第二号を除き、以下同じ。町村の設置する小学校（義務教育学校の前期課程を含む。次条第二項

小学校（義務教育学校の前期課程を含む。次条第二項において同じ。）		中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。同項において同じ。）		高等学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の学年による編制する学級）		中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の学年による編制する学級）		中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の学年による編制する学級）		中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の学年による編制する学級）		中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の学年による編制する学級）	
特別支援学級	で編制する学級	う。）	（援学級）とい	う。）	（編制する学級）	（学年による生徒で編制する学級）	（学年による生徒で編制する学級）	（学年による生徒で編制する学級）	（学年による生徒で編制する学級）	（第一学年による生徒で編制する学級）	（第一学年による生徒で編制する学級）	（第一学年による生徒で編制する学級）	（第一学年による生徒で編制する学級）
八人	八人	四十人	四十人	四十人	四十人	四十人	四十人	四十人	四十人	十六人	十六人	十六人	十六人

において同じ。又は中学校（義務教育学校後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む）同項において同じ。の一学級の児童又は生児童の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分にじ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定によりめる数を下回る数を、当該場合に係る一学級児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、一の項本文の規定により定める数を下回る数を当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。  
(学級編制)

**第四条** 都道府県又は市町村の設置する義務教育諸学校の学級編制は、前条第二項又は第三項の規定により都道府県の教育委員会が定めた基準を標準として、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が、当該学校の児童又は生徒の実態を考慮して行う。  
指定都市の設置する義務教育諸学校の学級編制は、小学校又は中学校にあっては前条第二項の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ同表の下欄に記

該基、こじの図の半の教輔に於ては、各都道府県が定める都道府県小学校等教職員定数及び各指定都市が定めることと、それぞれ、当該各条に規定する数を標準として、当該各条に定める教職員の職の種類の区分ごとの総数を定めなければならない。

2 都道府県小中学校等教職員定数については第七条第一項第一号から第三号まで及び第三項、第八条第一号並びに第九条第一号から第三号までに規定する学級の数は、第三条第二項の規定により都道府県の教育委員会が定めた基準により算定するものとする。

**第六条の二** 校長の数は、小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程の合計数に一を乗じて得た数とする。

**第七条** 副校長、教頭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く）、指導教諭、教諭、助教諭及び講師（以下「教員又は教諭等」という。）の数は、次に定める

学校の種類						
小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）						
学校規模	一学級及び二学級の学校	三学級及び四学級の学校	五学級の学校	六学級の学校	七学級の学校	八学級及び九学級の学校
数	○○	五〇	一・二〇	一・二〇	一・二〇	一・二〇



以下この項において同じ。)の数との合計数に二を乗じて得た数、九学級から二十六学級までの小学校の数、六学級から二十三学級までの学校の数及び義務教育学校の数の合計数に一を乗じて得た数、六学級から八学級までの小学校の数に四分の三を乗じて得た数並びに三学級から五学級までの中学校の数に二分の一を乗じて得た数の合計数(以下この項において「小中学校等教頭等標準定数」という。)とし、主幹教諭論(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭、教諭、助教諭及び講師の数は小中学校等教頭教諭等標準定数から小中学校等教頭等標準定数を減じて得た数とする。

校」という。)の数の合計数に一を乗じて得た数と単独実施校のうち児童又は生徒の数が五百四十九人以下のもの(以下この号及び次号において「五百四十九人以下単独実施校」という。)の数の合計数から同号に該当する市町村の設置する五百四十九人以下単独実施校の数の合計数を減じて得た数に四分の一を乗じて得た数との合計数(学校給食法第六条に規定する施設をいう。以下同じ。)を設置する市町村以外の市町村で当該市町村の設置する五百四十九人以下単独実施校の数の合計数が一以上三以下の市町村の数に一を乗じて得た数

に限る。) 及びこれに準ずる程度に困窮している者で政令で定めるものの児童又は生徒の数が著しく多い小学校(義務教育学校の前期課程を含む)若しくは中学校(義務教育学校の後期課程を含む)又は中等教育学校の前期課程で政令で定めるものの数の合計数を一乗じて得た数

び養護助教諭（以下「養護教諭等」という。）の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一 三学級以上の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）及び中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）並びに中等教育学校の前期課程の合計数に一を乗じて得た数

二 児童の数が八百五十一人以上の中学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の数と生徒の数が八百一人以上の中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）の数との合計数に一を乗じて得た数

三 医療機関（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五に規定する病院又は診療

第六条 事務職員の数は、次に定めるところによる	共同調理場に係る小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程の児童及び生徒(給食内容がミルクのみである給食を受ける者を除く。以下この号において同じ。)の数の区分ごとの共同調理場の数に當該区分に応する同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数	乗ずる 数	
		及ひ生徒の数	校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程の児童
六千人以上	一千五百人以下	一	一千五百人
五千五百人から六千人まで	二	二	二千五百人

幹教諭、栄養教諭並びに学校栄養職員（以下「栄養教諭等」という。）の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一 学校給食（給食内容がミルクのみである給食を除く。第十三条の二において同じ。）を実施する小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）又は高等教育学校の前期課程で専ら当該学校又は当該課程の学校給食を実施するために必要な施設を置くもの（以下この号において「単独実施校」という。）のうち児童又は生徒の数が五百五十人以上のもの（次号において「五百五十人以上単独実施

共同調理場に係る小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程の児童及び生徒の数		乗ずる 数
第九条	事務職員の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。	
四千五百人以下	一千五百一人から六千人まで	一
六千一人以上	六千人以上	二
六千五百人以下	一千五百一人から六千人まで	三
四学級以上の小学校	(義務教育学校の前期課程を含む)及び中学校(義務教育学校の後期課程を含む)並びに中等教育学校の前期課程の数の合計数に一を乗じて得た数	一
三学級の小学校	(義務教育学校の前期課程を含む)及び中学校(義務教育学校の後期課程を含む)並びに中等教育学校の前期課程の数の合計数に四分の三を乗じて得た数	一
二十七学級以上の小学校	(義務教育学校の前期課程を含む)の数に一を乗じて得た数と(二十一学級以上の中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む)の数に一を乗じて得た数との合計数)	一
就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律(昭和三十二年法律第四十号)第二条に規定する保護者(同条に規定する費用等の支給を受けるもの	と二十一学級以上の中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む)の数に一を乗じて得た数との合計数)	一

部の別	部の規模	小学部	一学級の部	二学級の部	三学級の部	四学級の部	五学級の部	六学級の部
乗ずる数	○○○○○○	○○○○○○	○○○○○○	○○○○○○	○○○○○○	○○○○○○	○○○○○○	○○○○○○
二・二九	二・二九	一・四〇	一・五〇	一・五〇	一・五八	一・五八	一・五八	一・五八

中学校部												七学級の部	八学級及び九学級	十学級及び十一学級	十一学級の部	十二学級から十五学級までの部	十六学級から十八学級までの部	十七学級から二十一学級までの部	十八学級及び十九学級	十九学級の部
十二学級から十四学級までの部	九学級から十一学級までの部	七学級及び八学級の部	六学級の部	五学級の部	四学級の部	三学級の部	二学級の部	一学級の部	四十学級以上の部	三十七学級までの部	三十四学級から三十学級までの部	三十一学級から三十学級までの部	二十八学級から三十学級までの部	二十五学級から二十学級までの部	二十二学級から二十学級までの部	十九学級から二十一学級までの部	十八学級及び十九学級の部	十九学級の部		
○一・五七	○一・七二	○一・五七	○一・七二	○一・七五	○一・六六	○二・〇〇	○二・六六	○三・〇〇	○四・〇〇	○一・三	○一・三	○一・一三	○一・一三	○一・一四	○一・一五	○一・一六	○一・一七	○一・二〇	○一・二一	





(義務教育諸学校の教職員定数の標準に関する  
経過措置)

新標準法第六条に規定する小中学校等教職員定数又は新標準法第十条に規定する特殊教育諸学校教職員定数の標準については、平成十二年三月三十一日までの間は、これらの規定にかかるわらず、公立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特殊教育諸学校の児童又は生徒の数及び教職員の総数の推移等を考慮し、これらの規定に定めるところにより算定した標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

附 則 (平成九年一二月五日法律第一〇九号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年六月一一日法律第一〇九号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年九月二八日法律第八七号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 中地方自治法第二百五十条の次に五百一、第一項中自然公園法附則第五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る)、第二百四十四条の規定(両議院の同意を得ることに係る部分に限る)、農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く)並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条に係る部分を除く)並びに附則第七条、第十五条、第五十九条たし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六十一条 施行日前に第一百四十二条の規定による改正前の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第五条の規定によると認可を受けた同法第四条の学級編制は、第一百四十二条の規定による改正後の同法第五条の規定による同意を得た同法第四条の学級編制とみなす。

附 則 (平成九年一二月五日法律第一〇九号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するものほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第一百六十一条において「国等の事務」という)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

附 則 (平成一〇年六月一一日法律第一〇九号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するものほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

附 則 (平成一〇年九月二八日法律第八七号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するものほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するものほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

附 則 (平成一〇年九月二八日法律第八七号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するものほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するものほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

附 則 (平成一〇年九月二八日法律第八七号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するものほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

附 則 (平成一〇年九月二八日法律第八七号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するものほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

附 則 (平成一〇年九月二八日法律第八七号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するものほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

(不服申立てに関する経過措置)

第六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

第六十一条 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする(その他の経過措置の政令への委任)

附 則 (平成一三年三月三一日法律第二二二号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一三年三月三一日法律第二二二号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

及ぶ原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

(不服申立てに関する経過措置)

第三

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

二 第一千三百四十四条の規定 公布の日

三 第一千三百四十四条の規定 公布の日

四 第一千三百四十四条の規定 公布の日

五 第一千三百四十四条の規定 公布の日

六 第一千三百四十四条の規定 公布の日

七 第一千三百四十四条の規定 公布の日

八 第一千三百四十四条の規定 公布の日

九 第一千三百四十四条の規定 公布の日

十 第一千三百四十四条の規定 公布の日

十一 第一千三百四十四条の規定 公布の日

十二 第一千三百四十四条の規定 公布の日

十三 第一千三百四十四条の規定 公布の日

十四 第一千三百四十四条の規定 公布の日

十五 第一千三百四十四条の規定 公布の日

十六 第一千三百四十四条の規定 公布の日

十七 第一千三百四十四条の規定 公布の日

十八 第一千三百四十四条の規定 公布の日

十九 第一千三百四十四条の規定 公布の日

二十 第一千三百四十四条の規定 公布の日

二十一 第一千三百四十四条の規定 公布の日

二十二 第一千三百四十四条の規定 公布の日

二十三 第一千三百四十四条の規定 公布の日

二十四 第一千三百四十四条の規定 公布の日

二十五 第一千三百四十四条の規定 公布の日

二十六 第一千三百四十四条の規定 公布の日

二十七 第一千三百四十四条の規定 公布の日

二十八 第一千三百四十四条の規定 公布の日

二十九 第一千三百四十四条の規定 公布の日

三十 第一千三百四十四条の規定 公布の日

三十一 第一千三百四十四条の規定 公布の日

三十二 第一千三百四十四条の規定 公布の日

三十三 第一千三百四十四条の規定 公布の日

三十四 第一千三百四十四条の規定 公布の日

三十五 第一千三百四十四条の規定 公布の日

三十六 第一千三百四十四条の規定 公布の日

三十七 第一千三百四十四条の規定 公布の日

三十八 第一千三百四十四条の規定 公布の日

三十九 第一千三百四十四条の規定 公布の日

四十 第一千三百四十四条の規定 公布の日

四十一 第一千三百四十四条の規定 公布の日

四十二 第一千三百四十四条の規定 公布の日

四十三 第一千三百四十四条の規定 公布の日

四十四 第一千三百四十四条の規定 公布の日

四十五 第一千三百四十四条の規定 公布の日

四十六 第一千三百四十四条の規定 公布の日

四十七 第一千三百四十四条の規定 公布の日

四十八 第一千三百四十四条の規定 公布の日

四十九 第一千三百四十四条の規定 公布の日

五十 第一千三百四十四条の規定 公布の日

五十一 第一千三百四十四条の規定 公布の日

五十二 第一千三百四十四条の規定 公布の日

五十三 第一千三百四十四条の規定 公布の日

五十四 第一千三百四十四条の規定 公布の日

五十五 第一千三百四十四条の規定 公布の日

五十六 第一千三百四十四条の規定 公布の日

五十七 第一千三百四十四条の規定 公布の日

五十八 第一千三百四十四条の規定 公布の日

五十九 第一千三百四十四条の規定 公布の日

六十 第一千三百四十四条の規定 公布の日

六十一 第一千三百四十四条の規定 公布の日

六十二 第一千三百四十四条の規定 公布の日

六十三 第一千三百四十四条の規定 公布の日

六十四 第一千三百四十四条の規定 公布の日

六十五 第一千三百四十四条の規定 公布の日

六十六 第一千三百四十四条の規定 公布の日

六十七 第一千三百四十四条の規定 公布の日

六十八 第一千三百四十四条の規定 公布の日

六十九 第一千三百四十四条の規定 公布の日

七十 第一千三百四十四条の規定 公布の日

七十一 第一千三百四十四条の規定 公布の日

七十二 第一千三百四十四条の規定 公布の日

七十三 第一千三百四十四条の規定 公布の日

七十四 第一千三百四十四条の規定 公布の日

七十五 第一千三百四十四条の規定 公布の日

七十六 第一千三百四十四条の規定 公布の日

七十七 第一千三百四十四条の規定 公布の日

七十八 第一千三百四十四条の規定 公布の日

七十九 第一千三百四十四条の規定 公布の日

八十 第一千三百四十四条の規定 公布の日

八十一 第一千三百四十四条の規定 公布の日

八十二 第一千三百四十四条の規定 公布の日

八十三 第一千三百四十四条の規定 公布の日

八十四 第一千三百四十四条の規定 公布の日

八十五 第一千三百四十四条の規定 公布の日

八十六 第一千三百四十四条の規定 公布の日

八十七 第一千三百四十四条の規定 公布の日

八十八 第一千三百四十四条の規定 公布の日

八十九 第一千三百四十四条の規定 公布の日

九十 第一千三百四十四条の規定 公布の日

九十一 第一千三百四十四条の規定 公布の日

九十二 第一千三百四十四条の規定 公布の日

九十三 第一千三百四十四条の規定 公布の日

九十四 第一千三百四十四条の規定 公布の日

九十五 第一千三百四十四条の規定 公布の日

九十六 第一千三百四十四条の規定 公布の日

九十七 第一千三百四十四条の規定 公布の日

九十八 第一千三百四十四条の規定 公布の日

九十九 第一千三百四十四条の規定 公布の日

一百 第一千三百四十四条の規定 公布の日

一百一 第一千三百四十四条の規定 公布の日

一百二 第一千三百四十四条の規定 公布の日

一百三 第一千三百四十四条の規定 公布の日

一百四 第一千三百四十四条の規定 公布の日

一百五 第一千三百四十四条の規定 公布の日

一百六 第一千三百四十四条の規定 公布の日

一百七 第一千三百四十四条の規定 公布の日

一百八 第一千三百四十四条の規定 公布の日

一百九 第一千三百四十四条の規定 公布の日

一百一〇 第一千三百四十四条の規定 公布の日

一百一一 第一千三百四十四条の規定 公布の日

一百一二 第一千三百四十四条の規定 公布の日

一百一三 第一千三百四十四条の規定 公布の日

一百一四 第一千三百四十四条の規定 公布の日

一百一五 第一千三百四十四条の規定 公布の日

一百一六 第一千三百四十四条の規定 公布の日

一百一七 第一千三百四十四条の規定 公布の日

一百一八 第一千三百四十四条の規定 公布の日

一百一九 第一千三百四十四条の規定 公布の日

一百二十 第一千三百四十四条の規定 公布の日

一百二一 第一千三百四十四条の規定 公布の日

一百二二 第一千三百四十四条の規定 公布の日

一百二三 第一千三百四十四条の規定 公布の日

一百二四 第一千三百四十四条の規定 公布の日

一百二五 第一千三百四十四条の規定 公布の日

一百二六 第一千三百四十四条の規定 公布の日

一百二七 第一千三百四十四条の規定 公布の日

一百二八 第一千三百四十四条の規定 公布の日

一百二九 第一千三百四十四条の規定 公布の日

一百三十 第一千三百四十四条の規定 公布の日

一百三十一 第一千三百四十四条の規定 公布の日

一百三十二 第一千三百四十四条の規定 公布の日

一百三十三 第一千三百四十四条の規定 公布の日

一百三十四 第一千三百四十四条の規定 公布の日

一百三十五 第一千三百四十四条の規定 公布の日

一百三十六 第一千三百四十四条の規定 公布の日

一百三十七 第一千三百四十四条の規定 公布の日

一百三十八 第一千三百四十四条の規定 公布の日

一百三十九 第一千三百四十四条の規定 公布の日

一百四十 第一千三百四十四条の規定 公布の日

一百四十一

		(施行期日)
第一条	この法律は、平成十四年四月一日から施行する。	
附 則	(平成一四年六月一二日法律第六 三号)	
(施行期日)	この法律は、平成十五年四月一日から施行する。	
第一条	この法律は、平成十六年四月一日から施行する。	
附 則	(平成一五年七月一六日法律第一 九号) 抄	
(施行期日)	この法律は、平成十七年四月一日から施行する。	
附 則	(平成一七年三月三一日法律第二 三号) 抄	
(施行期日)	この法律は、平成十七年四月一日から施行する。	
附 則	(平成一八年六月七日法律第五 号) 抄	
(施行期日)	この法律は、平成十九年四月一日から施行する。	
附 則	(平成一八年六月二一日法律第八 〇号) 抄	
(施行期日)	この法律は、平成十九年四月一日から施行する。	
附 則	(平成一九年五月一六日法律第四 六号) 抄	
(施行期日)	この法律は、平成十九年四月一日から施行する。	
附 則	(平成一九年六月二一日法律第九 六号) 抄	
(施行期日)	この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	
附 則	(平成一九年六月二七日法律第九 八号) 抄	
(施行期日)	この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	
第一条	この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。	
附 則	(平成一九年六月二七日法律第九 八号)	

4	この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。	(施行期日)
5	第一条の規定による改正前又は改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第四条第一項の規定により公立義務教育諸学校を設置する地方公共団体の教育委員会が当該学校の学級編制を行うに当たり、障害のある児童又は生徒に対する特別の指導を必要とする事情、小学校において専門的な知識又は技能に係る教科等に関し専門的な指導を必要とする事情、平成二十三年東北地方太平洋沖地震に係る教職員定数の特別措置を必要とする事情、その他の当該学校の児童又は生徒の実態を考慮して、第一条の規定による改正後の同法(以下「新標準法」という)第三条第二項の規定により小学校の第一学年の児童で編制する学級に係る一学級の児童の数に関して都道府県の教育委員会が定めた基準によらないこととした段階の事情がある場合には、都道府県の教育委員会は、教職員の定数に関し、教育上特別の配慮をすることができる。	(施行期日)
6	政府は、この法律の施行後、豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成する上で義務教育水準の維持向上を図ることが重要であることに鑑み、公立の義務教育諸学校(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第一項に規定する義務教育諸学校をいふ。以下同じ。)における教育の状況その他の事情を勘案しつつ、これらの学校の学級規模及び教職員の配置の適正化に関し、公立の小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)に係る学級編制(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)に係る学級編制及び中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)に係る学級編制の標準を順次に改定することその他の措置を講ずることについて検討を行い、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。	(施行期日)
7	政府は、前項の措置を講ずるに当たっては、これに必要な安定した財源の確保に努めるものとする。	(施行期日)

4	公立の義務教育諸学校の学級編制並びに教職員の任免等及び定数の在り方については、この法律の施行後、この法律の施行状況等を勘案	(施行期日)
5	第一条の規定による改正前又は改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第四条第一項の規定により公立義務教育諸学校を設置する地方公共団体の教育委員会が当該学校の学級編制を行うに当たり、障害のある児童又は生徒に対する特別の指導を必要とする事情、小学校において専門的な知識又は技能に係る教科等に関し専門的な指導を必要とする事情、平成二十三年東北地方太平洋沖地震に係る教職員定数の特別措置を必要とする事情、その他の当該学校の児童又は生徒の実態を考慮して、第一条の規定による改正後の同法(以下「新標準法」という)第三条第二項の規定により小学校の第一学年の児童で編制する学級に係る一学級の児童の数に関して都道府県の教育委員会が定めた基準によらないこととした段階の事情がある場合には、都道府県の教育委員会は、教職員の定数に関し、教育上特別の配慮をすることができる。	(施行期日)
6	政府は、この法律の施行後、豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成する上で義務教育水準の維持向上を図ることが重要であることに鑑み、公立の義務教育諸学校(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第一項に規定する義務教育諸学校をいふ。以下同じ。)における教育の状況その他の事情を勘案しつつ、これらの学校の学級規模及び教職員の配置の適正化に関し、公立の小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)に係る学級編制(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)に係る学級編制及び中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)に係る学級編制の標準を順次に改定することその他の措置を講ずることについて検討を行い、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。	(施行期日)
7	政府は、前項の措置を講ずるに当たっては、これに必要な安定した財源の確保に努めるものとする。	(施行期日)

2	この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行	(施行期日)
3	この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行	(施行期日)
4	この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行	(施行期日)
5	第一条の規定による改正前又は改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第四条第一項の規定により公立義務教育諸学校を設置する地方公共団体の教育委員会が当該学校の学級編制を行うに当たり、障害のある児童又は生徒に対する特別の指導を必要とする事情、小学校において専門的な知識又は技能に係る教科等に関し専門的な指導を必要とする事情、平成二十三年東北地方太平洋沖地震に係る教職員定数の特別措置を必要とする事情、その他の当該学校の児童又は生徒の実態を考慮して、第一条の規定による改正後の同法(以下「新標準法」という)第三条第二項の規定により小学校の第一学年の児童で編制する学級に係る一学級の児童の数に関して都道府県の教育委員会が定めた基準によらないこととした段階の事情がある場合には、都道府県の教育委員会は、教職員の定数に関し、教育上特別の配慮をすることができる。	(施行期日)
6	政府は、この法律の施行後、豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成する上で義務教育水準の維持向上を図ることが重要であることに鑑み、公立の義務教育諸学校(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第一項に規定する義務教育諸学校をいふ。以下同じ。)における教育の状況その他の事情を勘案しつつ、これらの学校の学級規模及び教職員の配置の適正化に関し、公立の小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)に係る学級編制(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)に係る学級編制及び中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)に係る学級編制の標準を順次に改定することその他の措置を講ずることについて検討を行い、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。	(施行期日)
7	政府は、前項の措置を講ずるに当たっては、これに必要な安定した財源の確保に努めるものとする。	(施行期日)

は、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により國又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

**第二条** 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(以下この条において「標準法」という。)第六条(令和七年三月三十一日までの間にあっては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律(令和三年法律第十四号)附則第二条第二項の規定により読み替えさせて適用する標準法第六条)に規定する都道府県

2 総務大臣は、新地方公務員法の規定による地方公務員の任用、服務その他の人事行政に関する制度及び新地方自治法の規定による給与に関する制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、地方公共団体に対して必要な資料の提出を求めることその他の方法により前項の準備及び措置の実施状況を把握した上で、必要があると認めるときは、当該準備及び措置について技術的な助言又は勧告をするものとする。

2 前項の規定の適用がある場合における公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下「この項及び次条において「標準法」という。）第四条及び第六条第二項の規定の適用については、標準法第四条第一項中「前条第二項又は第三項」とあるのは、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の一部を改正する法律（令和三年法律第十四号。次項及び第六条第二項において「改正法」という。）附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する前条第二項の規定又は

のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二七年六月二十四日法律第四  
六号）抄

**第一条** この法律は、平成二十八年四月一日から

施行する。ただし、次条並びに附則第三条及び第二十条の規定は、公布の日から施行する。

(義務教育学校の設置のため必要な行為)

**第二条** 義務教育学校の設置のため必要な手続その他行為は、この法律の施行前においても行

うことができる。  
（政令への委任）

**第三条** 前条に規定するもののほか、この法律の

附 則（平成二十七年七月一五日法律第五  
旅行に關し必要な経過措置は政令で定める。）

(施行期日) 六号抄

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月

を越えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

の改正規定（「第十三条」を「第十二条の二」

は改める部分を除く) 同法第十条第二項の  
改正規定(「第十三条」を「第十二条の二」

に改める部分を除く。) 及び同法第二十七条の次に見出一及び三条を加える改正規定並び

に附則第十四条及び第十九条の規定 公布

〇  
附 日 則  
(平成二九年三月三一日法律第五

(施丁期日) 号抄

**第一条** この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

<p><b>第二条</b> 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(以下この条において「標準法」という。)第六条(令和七年三月三十一日までの間にあつては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律(令和三年法律第十四号)附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する標準法第六条)に規定する都道府県小中学校等教職員定数及び指定都市小中学校等教職員定数又は標準法第十条に規定する都道府県特別支援学校教職員定数及び指定都市特別支援学校教職員定数の標準については、令和八年三月三十一日までの間は、これらの規定にかかわらず、公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の児童又は生徒の数及び教職員の総数の推移等を考慮し、これらの規定に定めるところにより算定した標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。</p> <p>(政令への委任)</p> <p><b>第四条</b> 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p>	<p><b>附 則 (平成二九年五月一七日法律第二九号) 抄</b></p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第四条の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>(施行のために必要な準備等)</p> <p><b>第二条</b> 第一条の規定による改正後の地方公務員法(次項及び附則第十七条において「新地方公務員法」という。)の規定による地方公務員(地方公務員法第二条に規定する地方公務員をいう。同項において同じ。)の任用、服務その他的人事行政に関する制度及び第二条の規定による改正後の地方自治法(同項において「新地方自治法」という。)の規定による給与に関する制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、任命権者(地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者をいう。以下この項において同じ。)は、人事管理の計画的推進その他の必要な準備を行うものとし、地方公共団体の長は、任命権者の行う準備に関し必要な連絡、調整その他の措置を講ずるものとする。</p>	<p><b>第三条</b> この法律の施行の日前に第一条の規定による改正前の地方公務員法(附則第十七条において「旧地方公務員法」という。)第二十二条第二項若しくは第五項の規定により行われた臨時的な任用の期間又は同条第二項若しくは第五項の規定により更新された臨時的な任用の期間の末日がこの法律の施行の日以後である職員(地方公務員法第四条第一項に規定する職員をいう。附則第十七条において同じ。)に係る当該臨時的な任用(常勤勤務を要する職に欠員を生じた場合に行われたものに限る。)については、なお従前の例による。</p> <p>(政令への委任)</p> <p><b>第四条</b> 前二条及び附則第十七条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p><b>附 則 (令和二年三月三一日法律第一四号) 抄</b></p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この法律は、令和三年四月一日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p><b>第二条</b> 令和七年三月三十一日までの間におけるこの法律による改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第三条第二項の規定の適用については、同項の表第二項において同じ。の項中「三十五人」とあるのは、「三十五人(児童の数の推移等を考慮し、第二学年から第六学年まで段階的に三十五人とすることを旨として、毎年度、政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別の事情がある小学校にあつては、四十人)」とする。</p>
---	---	--

前項の規定の適用がある場合における公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下「この項及び次条において「標準法」という。）第四条及び第六条第二項の規定の適用については、標準法第四条第一項中「前条第二項又は第三項」とあるのは、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第十四号。次項及び第六条第二項において「改正法」という。）附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する前条第二項の規定又は前条第三項」と、同条第二項中「前条第二項」とあるのは、「改正法附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する前条第二項」と、標準法第六条第二項中「第三条第二項」とあるのは、「改正法附則第一條第一項の規定により読み替えて適用する第三条第二項」とする。

3 前二項に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。  
(検討)

**第三条** 政府は、公立の義務教育諸学校（標準法第二条第一項に規定する義務教育諸学校をいいう。以下この条において同じ。）における教育水準の維持向上のためには、学級規模及び教職員の配置の適正化を図ることに加え、多様な知識又は経験を有する質の高い教員が教育を行ふとともに、教員以外の教育活動を支援する人材（以下この条において「外部人材」という。）を活用することが重要であることに鑑み、この法律の施行後速やかに、学級編制の標準となる数の引下げが学力の育成その他の公立の義務教育諸学校における教育活動に与える影響及び外部人材の活用の効果に関する実証的な研究を行うとともに、教員の免許に関する制度その他教員の資質の保持及び向上に関する制度の在り方にについて検討を行い、それらの結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。